

(天引き)

市民税・県民税は年金から特別徴収されます

国住民税課 ☎43-9232

この制度は、新たな税負担を求めるものではなく、納付方法を窓口納付や口座振替から特別徴収(天引き)に変更するものです。

対象となる人

平成30年中において老齢基礎年金などの支払いを受けている人で、平成31年4月1日現在65歳以上(昭和29年4月2日以前生まれ)の人

【次の場合は、特別徴収(天引き)の対象となりません】

- ① 今年分の老齢基礎年金などの年額が18万円未満の人
- ② 平成31年4月1日時点において、市の行う介護保険料の特別徴収被保険者でない人
- ③ 所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、市民税・県民税の合計額が特別徴収の対象とされた年金の支払金額を超える人

※特別徴収の開始後、公的年金などの所得にかかる税額に変更があった場合や、死亡、転出または、上記③に該当した場合は特別徴収が中止となり、残額が普通徴収に変更になります。(平成28年10月分以降は、公的年金などの所得にかかる税額に変更があった場合や転出された場合も、一定の要件のもと、特別徴収は継続されることとなりました。)

対象となる年金と税額

対象となる年金は、老齢基礎年金や退職年金などで、この年金所得にかかる市民税・県民税が年金から特別徴収(天引き)されます。なお、障害年金や遺族年金は対象となりません。

特別徴収税額の算出方法

年金から特別徴収される税額は、6月上旬に発送予定の納税通知書でお知らせします。

〈①今年度から特別徴収(天引き)が開始される人〉

徴収方法	普通徴収(自分で納付)		年金から特別徴収(天引き)		
算出方法	6月	8月	10月	12月	2月
	それぞれ年税額の1/4		それぞれ年税額の1/6		

6月・8月は、公的年金などにかかる年税額の2分の1を窓口納付(口座振替含む)する必要があります。残り2分の1は10月・12月・2月の年金から特別徴収されます。

〈②昨年度、特別徴収(天引き)されている人〉

徴収方法	年金から特別徴収(天引き)					
算出方法	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	それぞれ前年度の公的年金などにかかる年税額の1/6			それぞれ年税額から4月・6月・8月分(仮徴収税額)を差し引いた額の1/3		

4月・6月・8月分(仮徴収税額)は前年度の公的年金などにかかる税額の6分の1に相当する税額となり、10月・12月・2月分(本徴収税額)は年税額から仮徴収税額を差し引いて3等分した税額がそれぞれ特別徴収されます。※平成25年度税制改正により、年間の特別徴収税額の平準化を図るため、平成29年度以降の仮徴収税額を「前年度分の公的年金などにかかる所得割額と均等割額の合算額(年税額)の2分の1に相当する額とする」こととされました。

※昨年度、公的年金などにかかる税額の変更により特別徴収が中止になった人は①に該当します。